

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第62号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条中「課の分掌する」を「室及び課の分掌する」に改め、同条福祉部の款支援課の項第3号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改め、同項第4号及び第5号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同項第6号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、「貸与」の右に「の決定」を加え、「関するもの」を「関する事業の支給決定」に、「福祉介護課及び保健福祉局」を「保健所」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)